○ 経済産業省令 第三十五号

学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)の施行に伴い、及び火 薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一 部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十五日

経済産業大臣 世耕 弘成

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則 (昭和二十五年通商産業省令第八十八号) の一部を次のように改正 する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後 欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後 改 正 前 (受験者の区分) (受験者の区分)

第七十五条 火薬類製造保安責任者試験を受 けようとする者は、左の各号に区分する。

- 一「略〕
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 号) および旧大学令 (大正七年勅令第三百八 十八号) による大学の工業化学に関する学 科において火薬学を専修して卒業した者 (当該学科を修めて同法による専門職大学 の前期課程を修了した者を含む。)
- 学令による大学または経済産業大臣がこれ らと同等以上と認めて指定した教育施設の 工業化学に関する学科を専修して卒業した 者(当該学科を修めて同法による専門職大 学の前期課程を修了した者を含む。第五号 の二および第六号において同じ。)

四~七 「略〕

第七十五条 火薬類製造保安責任者試験を受 けようとする者は、左の各号に区分する。

- 「略]
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 号)および旧大学令(大正七年勅令第三百 八十八号) による大学の工業化学に関する 学科において火薬学を専修して卒業した者
- 三 前号以外の者で、学校教育法および旧大 三 前号以外の者で、学校教育法および旧大 学令による大学または経済産業大臣がこれ らと同等以上と認めて指定した教育施設の 工業化学に関する学科を専修して卒業した 者

四~七 「略]

備考 表中の「] の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○ 経済産業省令 第一号

火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月八日

経済産業大臣臨時代理 国務大臣 吉川 貴盛

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規 定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

第十五条 法第十一条第一項ただし書の規定によ り火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類 の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれ ぞれその下欄に掲げる数量(同表に掲げるその他 の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄 に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告 示で定める数量)とする。この場合において、建 設用びょう打ち銃用空包に係る数量は、その原料 をなす火薬又は爆薬が○・四グラムを超えるもの にあってはその空包の数量とし、その原料をなす 火薬又は爆薬が○・四グラム以下のものにあって はその空包の数量二個を一個として換算し、(1)、 (7)及び(8)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及 び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及 び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その 原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

貯	蔵する火薬	[略]	鉄道車両	[略]
	の種類		用、車両	
			用、船舶	
			用及び航	
			空機用火	
			工品(キ	
貯蔵する者等			ログラ	
の区分			ム)	
(1)~(7)	[略]	[略]	[略]	[略]
(8)	都道府県知	[略]	0 ※	[略]
	事が指示す			

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

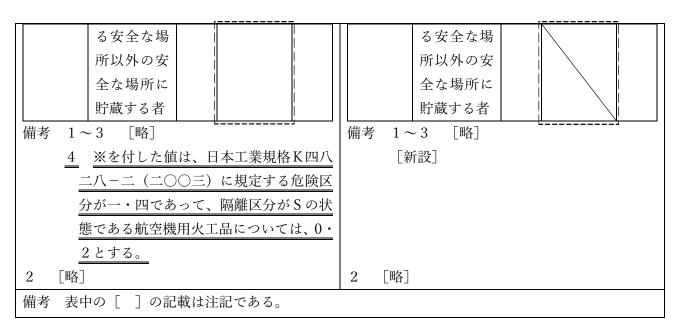
TE.

前

改

第十五条 法第十一条第一項ただし書の規定によ り火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類 の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれ ぞれその下欄に掲げる数量(同表に掲げるその他 の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄 に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告 示で定める数量)とする。この場合において、建 設用びょう打ち銃用空包に係る数量は、その原料 をなす火薬又は爆薬が○・四グラムを超えるもの にあってはその空包の数量とし、その原料をなす 火薬又は爆薬が○・四グラム以下のものにあって はその空包の数量二個を一個として換算し、(1)及 び(7)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航 空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8) に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料 をなす火薬又は爆薬の数量とする。

貯	蔵する火薬	[略]	鉄道車両	[略]
	の種類		用、車両	
			用、船舶	
			用及び航	
			空機用火	
			工品(キ	
貯蔵する者等			ログラ	
の区分			ム)	
$(1)\sim(7)$	[略]	[略]	[略]	[略]
(8)	都道府県知	[略]		[略]
	事が指示す			



附則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 経済産業省告示 第十二号

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第十五条第一項の規定に基づき、昭和四十九年通商産業省告示第五十一号(火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年一月八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後 改 正 前

火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類 取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火 工品の数量は、次の表の貯蔵する者等の区分の欄 に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の貯蔵するそ の他の火工品の種類の欄に掲げる数量とする。た だし、同表に掲げる火工品の種類のうち、二以上 の種類の火工品を貯蔵する場合は、各火工品の種 類ごとにその種類のみに係る貯蔵可能数量でそれ ぞれ貯蔵しようとする数量を除し、それらの商を 加えた和が一より大となつてはならない。

貯蔵するその他の火工品	[略]
の種類	
貯蔵する者等	
の区分	
販売業者であつて、販売のために都道府	[略]
県知事(当該住所地が地方自治法(昭和	
二十二年法律第六十七号)第二百五十二	
条の十九第一項の指定都市の区域内にあ	
つては、指定都市の長。以下同じ。) の指	
示する安全な場所に貯蔵する者	
[略]	[略]

火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類 取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火 工品の数量は、次の表の貯蔵する者等の区分の欄 に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の貯蔵するそ の他の火工品の種類の欄に掲げる数量とする。た だし、同表に掲げる火工品の種類のうち、二以上 の種類の火工品を貯蔵する場合は、各火工品の種 類ごとにその種類のみに係る貯蔵可能数量でそれ ぞれ貯蔵しようとする数量を除し、それらの商を 加えた和が一より大となつてはならない。

貯蔵するその他の火工品	[略]
の種類	
貯蔵する者等	
の区分	
販売業者であつて、販売のために都道府	[略]
県知事の指示する安全な場所に貯蔵する	
者	
[略]	[略]

備考 表中の「] の記載は注記である。